○国土交通省告示第千二十四号

建築基準法施行規則第六条第二項及び第三項並びに第六条の二第一項の規定に基づき、昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月二十八日　　国土交通大臣　前原　誠司

第一第一項各号列記以外の部分中「第十」を「第六」に、「ごとに定める」を「について、」に改め、「こと」の下に「し、併せて、前回の定期検査又は定期点検以降に不具合が生じている場合にあっては、当該不具合に係る同表(い)欄に掲げる項目に応じ、不具合の改善の状況等について、適切な方法により実施し、改善措置が講じられていないかどうかを判定することと」を加え、同第一号中「主索で吊り、その主索を綱車又は巻胴で動かす」を「主索又は鎖で吊る」に改め、「エレベーター」の下に「（次号から第四号までに掲げるものを除く。）」を加え、同第二号を削り、同第三号中「エレベーター」の下に「（次号及び第四号に掲げるものを除く。）」を加え、「第二」を「第一」に改め、同号を同第二号とし、同第四号から第六号までを削り、同第七号中「昇降行程が四メートル以下の一つの階床内の高さの異なる部分若しくは吹き抜き部分を移動するエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降」を「車いすに座ったまま使用」に、「かつ」を「かつ、」に改め、「もの」の下に、「であって、昇降行程が四メートル以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの」を加え、「第七」を「第三」に改め、同号を同第三号とし、同第八号中「の部分、昇降路の部分その他これらに類する部分」を「及び傾斜路」に、「第八」を「第四」に改め、同号を同第四号とし、同第九号中「第九」を「第五」に改め、同号を同第五号とし、同第十号中「第十」を「第六」に改め、同号を同第六号とする。

第二第七号から第十号までを削る。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
(一)機械室（機械を有効にかつ安全に使用するために必要な機械室の床面積を有しない場合にあっては、共通）	機械室への通路及び出入口の戸	機械室の戸の設置及び施錠の状況	設置の状況を目視により確認し、施錠の状況を戸を解錠及び施錠して確認する。	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百二十九条の九第四号の規定に適合しないこと又は解錠若しくは施錠ができないこと。
		手すりの位置及び取付けの状況	目視及び触診により確認する。	令第百二十九条の九第五号の規定に適合しないこと又は取付けが確実でないこと。
		機械室への通路の状況	機械室までの通路において、高さ又は幅員が最小となる箇所及び障害物がある箇所を目視により確認し又は測定する。	通行経路の寸法が高さ一・八メートル未満又は幅〇・七メートル未満であること。
		階段の状況	最も大きいけあげ及び最も小さい踏面を測定する。	令第百二十九条の九第五号の規定に適合しないこと。

(二)		(三)	(四)	(五)	(六)		(七)	(八)
機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等		機械室の床の貫通部	救出装置	制御器				
				開閉器及び遮断器	接触器、継電器及び運転制御板		ヒューズ	絶縁
昇降機以外の設備等の状況	目視により確認する。	貫通部の状況	制動装置等の開放の状況	作動の状況	作動の状況		設置の状況	電動発電機、電動機、制御器等の回路の絶縁の状況（一次側と二
壁面及び天井からの漏水並びに窓の破損の状況	目視により確認する。	機械室又はかご上において目視により確認する。	目視により確認する。	手動により遮断操作及び投入操作を行い、電気的に開閉することを確認する。	昇降機を運転し、作動の状況を確認する。		目視により確認する。	絶縁抵抗計等により測定する。
	漏水が機器に達していること又は窓が破損していること。	主索、調速機ロープ等が機械室の床の貫通部分と接触していること。	平成十二年建設省告示第千四百十三号（以下「特殊告示」という。）第一第一号ロ又は第三号ホの規定に適合しないこと。	電気的に開閉しないこと。	昇降機が正常に作動しないこと。	イ 著しい摩耗があること。	ヒューズの溶断電流が制御器等で指定されたものと異なること。	回路の電圧が三百ボルトを超えるものにあっては〇・四メガオーム、百五十ボルトを超え三百ボルト以下のも
機器の床及び機器の汚損の状況	目視により確認する。	設置及び作動の状況を確認し、起動設定温度があるものにあっては、その設定を確認する。	令第百二十九条の九第三号の規定に適合しないこと又は起動設定温度が不適切に設定されていること。			ロ 変形があること。		
照明装置の状況	照明の点灯の状況を確認する。		照明装置が正常に作動しないこと。					
開口部又は換気設備の設置及び換気の状況	機器の作動に影響を与えるおそれのある汚損があること。							
照明装置の状況	漏水が機器に達していること又は窓が破損していること。							
機械室の床及び機器の汚損の状況	機器の作動に影響を与えるおそれのある汚損があること。							
昇降機以外の設備等の状況	定期検査又は定期点検に支障が生じていること。							
機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等		機械室の床の貫通部	救出装置	制御器				
				開閉器及び遮断器	接触器、継電器及び運転制御板		ヒューズ	絶縁
(二)		(三)	(四)	(五)	(六)		(七)	(八)